

鳥取中部ふるさと広域連合入札等参加資格者資格停止審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥取中部ふるさと広域連合が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）

第2条第1項に規定する建設工事、測量等業務（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務のことをいう。）、物品等の売買、修理及び役務の提供等（以下「建設工事等」という。）に係る、有資格者の資格停止措置等について審査するため、入札等参加資格者資格停止審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、建設工事等の入札参加資格者の資格停止の措置その他必要な事項について審査する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、選任副広域連合長をもって充てる。

3 副委員長は、事務局長をもって充てる。

4 委員は、消防局長、事務局次長、消防局次長、事務局課（所・場）長及び消防局課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席要求)

第6条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。